



平成18年5月29日

各 位

会社名 株式会社 コーセー  
代表者名 代表取締役社長 小林 保 清  
(コード番号 4922 東証第1部)  
問合せ先 広報部長兼 北澤 恒 夫  
IR推進室長  
(TEL 03-3273-1812)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の当社取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第64回定時株主総会で「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむをえない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。(現行定款第4条)
- (2) 発行可能株式総数は、100,000,000株とされているところ、平成18年4月1日に実施した株式の分割により、発行済み株式総数は、60,592,541株となっていることから、今後の機動的な資本政策を遂行できるよう、200,000,000株とするものであります。(現行定款第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 単元未満株主の権利を合理的な範囲にするための規定を新設するものであります。
  - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
  - ③ 取締役会の機動的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
  - ④ 株券を発行する旨、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人の各機関並びに株主名簿管理人を置く旨の規定を新設するものであります。
  - ⑤ 上記のほか、会社法に基づく用語・表現の変更及び構成の整理を行うものであります。
- (4) 株主総会、取締役会及び監査役会の議事録の規定、取締役会の権限の規定、取締役会及び監査役会の決議の規定は、法令に定められた事項の確認的記載であり削除するものであります。
- (5) 補欠として選任された監査役の任期の規定につきまして定めを設けました。
- (6) 配当金の除斥期間の規定につきましては、除斥期間の算定の始期を支払確定の日から支払開始の日に変更するとともに、利息に関する規定を削除するものであります。
- (7) その他、全体にわたり構成の見直しを行ったことによる、条数変更を行いました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)  
平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社コーセーと称し、 英文では、KOSE Corporation と表示す る。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的 とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 化粧品、医薬品、医薬部外品、歯磨、 石鹸、シャンプー、洗粉、靴クリーム及 び歯ブラシの製造並びに販売</li> <li>2 前号各製品の原料及び材料の製造</li> <li>3 前各号の製品、原料及び材料の研究開 発委託業務</li> <li>4 美容、理容、医薬用機械器具、什器、 家具、室内装飾品及びこれに付帯する器 具並びに電気機械器具の製造及び修理</li> <li>5 美容教室及び美容室の経営</li> <li>6 ホテル、旅館、飲食店及びスポーツ施 設の経営</li> <li>7 酒類、煙草類及び食品の販売</li> <li>8 子供服、紳士服、婦人服及び服装装飾 品の販売</li> <li>9 繊維製品、装飾品及びその他日用品雑 貨の製造加工</li> <li>10 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介</li> <li>11 工業所有権、ノウハウ並びにコン ピュータを利用した各種ソフトウェアの 開発、取得、譲渡及び貸与</li> <li>12 電算機、事務用機器、什器、車両運搬 具、家具類、化粧品製造設備及び紙函製 造設備のリース並びに旅行用品の販売及 び賃貸借</li> <li>13 損害保険代理店業並びに生命保険募集 に関する業務</li> <li>14 各種紙器及び包装資材の製造並びに販 売</li> <li>15 旅行業法に基づく旅行業</li> <li>16 一般印刷業</li> <li>17 電気通信業者が提供する電気通信回線 の利用者の募集に関する業務の受託及び 代理店業</li> <li>18 コンピュータ利用のネットワークによ る情報提供サービス業</li> <li>19 市場調査並びに広告宣伝に関する業務</li> <li>20 経営コンサルタント業</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>21 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業  22 前各号に関する一切の商品の輸出入業務  23 前各号に関する一切の事業  (本店の所在地)  第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)  第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)  第5条 当社の発行する株式の総数は、1億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)  第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数)  第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)  第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(本店の所在地)  第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)  第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取締役会</li> <li>2 監査役</li> <li>3 監査役会</li> <li>4 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)  第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)  第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。</p> <p>(株券の発行)  第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)  第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)  第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長が欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第17条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い当社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名を選任する。ただし、取締役会長はこれを選任しないことができる。</p> <p>② 取締役会の決議をもって取締役副社長並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬額及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第24条 取締役会は、法令、又は定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役会長及び取締役社長が欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い当会社に保存する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <u>取締役会については、法令又は定款の定めによるほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに各監査役に対してその通知を發する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録) 第35条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い当会社に保存する。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第37条 監査役の報酬額及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 第6章 計算</p> <p>(営業年度と決算期) 第38条 当会社の営業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る1年間とし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。</p>	<p>(選任方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(利益配当金並びに中間配当金)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。また、取締役会の決議をもって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 当社の利益配当金及び中間配当金は、その支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② 当社の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>